

佐世保問題メモ

7月16日 原子力局田中次長宛に連絡し
7月15日 1968 より加筆

線
1. 原潜の安全性検討には二面あり、その一面は放射障害の面であつて、これは大した問題はない——原子力局の具体策にある。

2. 第二の面は、原子炉規制法にある主旨のものであつて

(a) 事故を起さない様の配慮が充分か

(b) " " した時でも近所に迷惑をかけない様な充分の措置が為されているか？の検討である。

この(2)の(a)(b)については兵器である関係上日本の原子力委員会は何も言えない。

3. 従つて(A)「従来から米国側で言明していることは常に信用出来るものであつた」と言う経験に基き、(日本政府はこれを根拠としているのである。)

原子力委員会としては(B)「米国側が言う通りであれば」という条件の下で充分安全であると判断した。(昭和38年の頃である。)

4. 原子力委員会は、上記(A)についてはその責任を政府と分担している。(はつきりとなつた)

即この条件が正しいか否かは原子力委員会は全面的な責任をとつていない。

念の為入港時の注意 (a)護衛艦 (b)水路整理を航行何時間前から行う等。

停泊時 " (a)近接を許さぬ (b)監視区域設定等。

の要求をみたすのが、せいぜいである。

5. 今回の佐世保事件は、原子力委員会が全面的の責任はとれぬと裏から言つたこと即米国の信用のことを批難されて、政府の他の省にその担当を名乗り出る所が無かつた為か？

原子力局のモニターがこれにも役立つかの様なヂエスチューアを原子力局がした形になつた。(此様な意圖は無かつたのか？)

モニターの本当の目的は、障害防止の線のみであつた筈であるのに、現実にはこれも確認されていない。

6. いわゆる専門家グループはその報告書に明記された様に原子力局からは異常放射能の原因探窮を依頼されて居り、当然チエツタすべき「モニター本来の目的の障害防止の面からの米国口上書に違反があつたか否か」には触れられていない。

(口上書の解釋に不明確さあり、原子力委員会も聞かされては居たか？
(当時の雰囲気上やむを得ず) どんな責任上の立場になるか不明)